

別表

第1 交付対象施設等の範囲(要綱第2条関係)

対象となる施設・事業所	救護施設、授産施設
備考	上記事業所は、県内に所在するものに限る。

第2 支援金の算定方法等(要綱第3条関係)

交付対象者	交付対象施設等の区分	支援金額		交付要件
		定員1名当たり	1事業所当たり	
県内に所在する交付対象施設等を運営する法人等(国・独立行政法人及び地方公共団体を除く。)	救護施設	16,000円	—	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日(令和7年10月1日)現在において、運営している事業所(申請日時点で、廃止・休止していないこと)であること。 ・入所定員数は令和7年10月1日時点における県又は市町村に届出等を行っている定員であること。
	授産施設	—	62,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・主に授産施設において、同一の事業所で生活保護と障がい福祉の両方のサービスを一体的に行っている場合は、主として使用するサービス(生活保護又は障がい者)で申請すること。(重複申請はできません。)